

健康保険等の加入状況確認資料

確認資料として、以下1及び2についてそれぞれいずれかを提出してください。

なお、領収証書等の写しは申請時の直前のものであり、証明書（原本）は申請時前3か月以内に発行されたものであること。

1 健康保険及び厚生年金について

(1) 健康保険（全国健康保険協会）及び厚生年金保険、双方とも年金事務所で加入の場合

A 保険料の支払いが確認できる領収証書等の写し

[窓口納付の場合] 領収日付がある領収証書の写し

[口座振替納付の場合] 保険料納入告知額・領収済額通知書の写し

B 厚生労働省が発行する社会保険料納入証明書の原本

又は年金事務所長が発行する社会保険料納入確認書の原本

C 「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し

(2) 大手企業等の健康保険組合に加入の場合

A 健康保険組合の加入証明書の原本及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し

（様式20号の3の事務所整理番号等の欄には、加入している健康保険組合の名称を記載）

(3) 建設業に係る国民健康保険組合（全国土木建築国民健康保険組合等）に加入の場合

A 年金事務所発行の健康保険被保険者適用除外承認書の写し及び保険料領収証書の写し

B 建設業に係る国民健康保険組合が発行した加入証明書の原本及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し

C 建設業に係る国民健康保険組合の保険料の領収証書の写し及び年金事務所発行の保険料領収証書の写し

（様式20号の3の事務所整理番号等の欄には、加入している建設業に係る国民健康保険組合の名称を記載）

2 雇用保険について

(1) 自社で申告納付の場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び領収済通知書の写し（領収日付印があるもの）

(2) 口座振替を利用している場合

「労働保険概算・確定保険料申告書」（受付印があるもの）の写し及び労働保険料等振替納付のお知らせ（ハガキ）の写し

(3) 労働保険事務組合に委託している場合

事務組合発行の雇用保険の領収書の写し又は雇用保険料納入済証明書の原本

（労働保険番号の記入がない場合には、番号がわかるものを添付すること）

(4) その他

労働局が発行している労働保険料納付証明書の原本